

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	18
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則	19
◎高知県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則	20
告 示	
○道路の区域変更 (道 路 課)	20
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	20
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正 (2件) (港湾・海岸課)	20
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	22

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成26年9月19日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第91号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第5条、第31条及び第43条中「様式は、」を「様式は、それぞれ」に改める。

第48条の見出しを「(不動産取得税の減額の手続)」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第71条第8項、第86条の2第2項及び第86条の3第2項の規定による不動産取得税の減額の申請書は別記第73号様式に、条例第83条第6項の規定による不動産取得税の減額の申請書は別記第73号様式の2によるものとする。

第48条第2項中「又は第86条の2第2項の規定による」を「、

第86条の2第2項又は第86条の3第2項の規定による不動産取得税の」に改める。

第49条の見出しを「(不動産取得税の徴収猶予の手続等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

不動産取得税の徴収猶予の申告は、条例第84条第2項の規定によるものにあつては別記第75号様式に、条例第86条の2第4項において準用する条例第84条第2項の規定によるものにあつては別記第75号様式の2に、条例第86条の3第4項において準用する条例第84条第2項の規定によるものにあつては別記第75号様式2の2に、条例第86条の4第3項において準用する条例第84条第2項の規定によるものにあつては別記第75号様式の3に、条例第86条の5第3項において準用する条例第84条第2項の規定によるものにあつては別記第75号様式の4に、条例第87条第3項において準用する条例第84条第2項の規定によるものにあつては別記第75号様式の5に、条例第88条第3項において準用する条例第84条第2項の規定によるものにあつては別記第75号様式の6によつてしなければならない。

第49条第2項中「第86条の3第2項、第86条の4第2項」を「第86条の3第3項、第86条の4第2項、第86条の5第2項」に、「申告者」を「当該申告者」に改め、同条第3項中「申告者」を「当該申告者」に改める。

第50条の見出し中「に係る還付申請書等」を「の還付の手続」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第71条第8項並びに条例第86条の2第6項及び第86条の3第6項において準用する条例第86条第2項の規定による不動産取得税の還付の申請書は別記第73号様式に、条例第86条第2項の規定による不動産取得税の還付の申請書は別記第78号様式の2によるものとする。

第50条第2項中「、第86条第2項、第86条の2第6項、第86条の3第5項、第86条の4第5項、第87条第5項又は第88条第5項」を「又は第86条第2項(条例第86条の2第6項、第86条の3第6項、第86条の4第5項、第86条の5第5項、第87条第5項及び第88条第5項において準用する場合を含む。)」に、「申請があつたときは」を「申請を受けた場合においては」に改める。

第51条の見出し中「手続等」を「手続」に改め、同条第1項中「規定による」を「規定による不動産取得税の」に改め、同条第2項中「規定による」を「規定による不動産取得税の」に改め、「その旨を」を削る。

第55条及び第72条の4中「様式は、」を「様式は、それぞれ」に改める。

第90条第1項中「従い、」を「従い、それぞれ」に改める。別記第5号様式(裏面)を次のように改める。

（裏面）

この過誤納金還付（充当）通知書は、納め過ぎとなっている税金をお返すこと又は未納となっている他の徴収金に充当したことをお知らせするものです（地方税法第17条の2第5項等）。

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第5号様式の2（裏面）を次のように改める。

(裏面)

この過額納金還付（充当）通知書は、納め過ぎとなつてゐる税金をお返すこと又は未納となつてゐる他の徴収金に充当したことをお知らせするものです（地方税法第17条の2第5項等）。

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県において訴訟において高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第6号様式の4中
「 納付の場所は、裏面を
ご覧ください。
県税事務所長 ㊟ 」
を
「 納付の場所は、裏面を
ご覧ください。
」

に改める。

別記第6号様式の7中

「 上記税額を最寄りの納付の場所へ納期限までに
納付してください。

年 月 日

県税事務所長 ㊟ 」

を

「 上記税額を最寄りの納付の場所へ納期限までに
納付してください。
」

に改める。

別記第44号様式の2を次のように改める。

第44号様式の2 (第31条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

市
町長 印
村

年度分個人 県 民 税 の分離課税に係る所得割の額等に関する報告書
市町村民税

高知県税条例第42条第3項の規定により、分離課税に係る所得割の額等について下記のとおり報告します。

記

(月分)

区分	納税義務者数	分離課税に係る所得割の額		
		県民税	市町村民税	計
納入申告分 〔地方税法第50条の5 (第328条の5) によるもの〕	人	円	円	円
更正又は決定分 〔地方税法第41条 (第328条の9) によるもの〕				
普通徴収分 〔地方税法第41条 (第328条の13第1項) によるもの〕				
計				
累計				
摘要				

別記第47号様式注中「3,300円」を「3,300円 (平成19年度及び平成20年度にあつては、4,000円)」に、「第8条」を「第8条第1項」に改める。

別記第68号様式の2中「又は第83条第2項の既存住宅に該当する事由」を「の耐震基準適合既存住宅又は同条例第83条第2項の耐震基準適合既存住宅等に該当する事由」に改め、同様式 (裏面) 注中「又は第83条第2項の既存住宅」を「の耐震基準適合既存住宅又は同条例第83条第2項の耐震基準適合既存住宅等」に、「第37条の18第1号に該当する住宅であること」を「第37条の18第1項に規定する住宅であること (昭和57年1月1日以降に新築された住宅であるときは、同項に規定する住宅であること及び同日以降に新築された住宅であること)」に、「高齢者等居住安定化推進事業」を「スマートウェルネス住宅等推進事業」に改める。

別記第69号様式中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

別記第73号様式を次のように改める。

第73号様式（第48条、第50条関係）

受付印

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）
氏名（名称） ㊞
電話番号

不動産取得税減額（還付）申請書

高知県税条例第 条 第 項の規定により不動産取得税の減額（還付）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 取得した不動産の概要

不動産の所在地								
土地	地番		家屋	家屋番号		床面積	1階	㎡
	地目			種類			1階以外	㎡
	地積	㎡		構造			計	㎡
課税番号		課税標準額	円	税額	円			

2 不動産取得税の減額又は還付を受けようとする事由（該当するものについてのみ記入してください。）

(1) 主体構造部と附帯設備とを区分

主体構造部の取得者	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）		
附帯設備に属する部分の取得者	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）		
家屋の取得年月日（完成年月日）	年 月 日	納税通知書の受理年月日	年 月 日
附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額	円	主体構造部の取得者の所有に属する部分の価額	（家屋全体の価額から左欄の額等を差し引いた額とする。）

(2) 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施

耐震基準不適合既存住宅の新築年月日	年 月 日	耐震基準不適合既存住宅の取得年月日	年 月 日
-------------------	-------	-------------------	-------

(3) 被収用不動産等の代替不動産の取得

代替不動産の取得年月日	年 月 日					
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金に係る契約を締結した年月日	年 月 日					
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた年月日	年 月 日					
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた公共事業の名称						
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた不動産						
不動産の所在地						
土地	地番	家屋	家屋番号	床面積	1階	㎡
	地目		種類		1階以外	㎡
	地積	㎡	構造		計	㎡
固定資産課税台帳の登録価格	土地	円	家屋	円		

3 還付金の振込先（不動産取得税の還付を受けようとする場合に記入してください。）

金融機関名		支店名		預金種別	
口座番号		口座名義（フリガナ）			

注 該当するものに応じて、次の書類を添えてください。

- 1 2欄の(1)に該当する場合
 - 附帯設備に属する部分の取得者（2人以上ある場合は、各人ごと）との協議が成立したことを証明することができる書類
- 2 2欄の(2)に該当する場合
 - (1) 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に居住の用に供したことを証明することができる書類
 - (2) 耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成26年3月国土交通省告示第437号で定める書類
- 3 2欄の(3)に該当する場合
 - (1) 不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため、当該取得した不動産以外の不動産について譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けたことを証明することができる書類
 - (2) 取得した不動産が、譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるべきものであることを証明することができる書類
 - (3) 譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた不動産の固定資産課税台帳の登録価格を証明することができる書類

別記第73号様式の2中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同様式（裏面）注中「第37条の18第1号に該当する住宅であること」を「第37条の18第1項に規定する住宅であること（昭和57年1月1日以降に新築された住宅であるときは、同項に規定する住宅であること及び同日以降に新築された住宅であること）」に改める。

別記第75号様式及び別記第75号様式の2を次のように改める。

第75号様式（第49条関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

Ⓜ

電話番号

住宅用土地取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第84条第1項の規定により住宅用土地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、下記のとおり申告します。

記

1 取得した住宅用土地

所在		地番	地目	地積	住宅用となる部分の地積
				㎡	㎡
取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名			取得の方法
年 月 日	年 月 日				

2 取得する予定の住宅

所在地	家屋番号	種類	構造	床面積
				㎡
着工予定年月日	完成（取得）予定年月日		登記予定年月日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名			取得の方法	

3 高知県税条例第83条第2項第1号の耐震基準適合既存住宅等に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

（裏面）

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している土地について、不動産（土地）取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
- 2 次の書類を添えてください。
- (1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合
この土地の取得の日から2年以内に住宅を新築することを証明することができる書類（建築確認申請書、工事請負契約書等の写し）
- (2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合（ウの書類は、3欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。）
- ア 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の所有者への譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1項に規定する住宅であること（昭和57年1月1日以降に新築された住宅であるときは、同項に規定する住宅であること及び同日以降に新築された住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）
- イ 住宅について、譲渡契約が締結されている場合は譲渡契約書の写し、譲渡契約が締結されていない場合は住宅の所有者が申告者に譲渡する予定である旨の申立書
- ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月国土交通省告示（以下「国土交通省告示」といいます。）第385号で定める書類（次の書類のいずれか）
- (ア) 耐震基準適合証明書（当該住宅の取得予定の前日2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限りします。）
- (イ) 住宅性能評価書の写し（当該住宅の取得予定の前日2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）別表2-1の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限りします。）
- (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（国土交通省告示の3イ又はロに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得予定の前日2年以内に締結されたものに限りします。）が締結されていることを証する書類

第75号様式の2（第49条関係）

年 月 日

市町村
受付印

県
受付印

県税事務所長 様

住所
氏名
電話番号

耐震基準不適合既存住宅の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第86条の2第3項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

取得した耐震基準不適合既存住宅の概要				
所在地	家屋番号	種類	構造	床面積 (住宅の床面積)
				㎡ (㎡)
取得年月日	入居予定年月日		耐震改修工事の完了予定年月日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
耐震改修 工事の施 工者	住所（所在地）			
	氏名（名称）			
摘要				

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している耐震基準不適合既存住宅について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
- 2 この申告書に記入している耐震基準不適合既存住宅について、耐震改修工事の施工者、内容及び完了予定年月日を確認することができる書類（耐震改修工事請負契約書の写し等）を添えてください。

別記第75号様式の2の次に次の1様式を加える。

第75号様式の2の2（第49条関係）

市町村
受付印

県
受付印

県税事務所長 様

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号

被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第86条の3第3項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

不動産の表示 区分	土地			家屋			床面積					
	所在	地番	地目	地積	所在	地番	家屋 番号	種類	構造	1階	1階 以外	計
取得した不動産												
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産												
代替不動産の取得年月日	年	月	日	又は収用され、若しくは移転補償金を受ける予定年月日			公共事業 の名称	年	月	日		

摘要

注 1 この申告書は、この申告書に記入している不動産について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。

2 この申告書に記入している不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため、当該取得した不動産以外の不動産について譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けることが予定されていることを証明することができるとする書類（収用委員会又は起業者の証明書等）を添えてください。

別記第75号様式の3から別記第75号様式の6までを次のように改める。

第75号様式の3（第49条関係）

市町村
受付印

県
受付印

県税事務所長 様

年 月 日
住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号

譲渡担保財産の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書
高知県条例第86条の4第2項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

譲渡担保財産の表示											
土地					家屋						
所在	地番	地目	地積	所在	地番	家屋番号	種類	構造	床面積		摘要
									1階	1階以外	
譲渡担保財産の設定者 住所（所在地） 氏名（名称）		譲渡担保財産の設定年月日		年 月 日		契約解除予定年月日		年 月 日			

注 1 この申告書は、この申告書に記入している不動産について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
 2 この申告書に記入している不動産について、譲渡担保財産の設定をした日から2年以内に譲渡担保設定契約を解除することを証明する書類（譲渡担保設定契約書の写し等）を添えてください。

第75号様式の4（第49条関係）

 市町村 受付印	 県 受付印	県税事務所長 様	年 月 日	所在地 名称 電話番号 Ⓜ						
再開発会社の建築施設の部分等の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書 高知県税条例第86条の5第2項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のおり申告します。										
取得した不動産の表示										
土地			家屋							
所在	地番	地目	地積	所在	地番	種類	構造	床面積		摘要
								1階	1階以外	
不動産の取得年月日	建築工事の完了の公告又は公共施設の整備に関する工事の完了の公告の予定年月日		地積	譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体の住所又は所在地及び氏名又は名称		種類	構造	床面積		譲渡予定年月日

注 1 この申告書は、この申告書に記入している不動産について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
 2 建築工事の完了の公告があった日の翌日に譲受け予定者が建築施設の部分を取得すること又は公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国若しくは地方公共団体が公共施設の用に供する不動産を取得することを証明する書類を添えてください。

第75号様式の5（第49条関係）

 市町村 受付印	 県 受付印	年 月 日		
県税事務所長 様				
所在地 名称 電話番号 Ⓜ				
農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書				
高知県税条例第87条第2項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。				
取得した土地の表示				
所在	地番	地目	地積	摘要
土地の取得年月日	年 月 日	売渡し、交換又は現物出資の予定年月日		年 月 日

注 1 この申告書は、この申告書に記入している土地について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
 2 この申告書に記入している土地を売り渡し、交換し、又は現物出資することを証明する書類（事業計画書の写し等）を添えてください。

第75号様式の6（第49条関係）

年 月 日

市町村
受付印

県
受付印

県税事務所長 様

所在地
名称 ㊟
電話番号

土地改良区の換地の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第88条第2項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

取得した土地の表示				
所在	地番	地目	地積	摘要
土地の取得年月日	年 月 日	譲渡予定年月日	年 月 日	

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している土地について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
- 2 この申告書に記入している土地を取得の日から2年以内に譲渡することを証明する書類を添えてください。

別記第77号様式から別記第78号様式の2までを次のように改める。

第77号様式（第49条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

不動産取得税徴収猶予決定通知書

年 月 日付で申告のありました不動産取得税の徴収猶予については、次のとおり決定しましたので、通知します。

所在地			
年度		課税番号	
納期限		税額	
徴収猶予期限		徴収猶予税額	
徴収猶予をした事由			
備考			

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第78号様式（第49条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

不動産取得税徴収猶予取消し通知書

高知県税条例第85条の規定により不動産取得税の徴収猶予を取り消しましたので、次のとおり通知します。

所在地			
年度		課税番号	
納期限		税額	
徴収猶予の通知年月日及び番号			
徴収猶予取消し年月日	年 月 日	徴収猶予を取り消した税額	
徴収猶予を取り消した事由			
備考			

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第78号様式の2（第50条関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）
氏名（名称） ㊤
電話番号

住宅用土地取得に係る不動産取得税還付申請書

先に納付しました不動産取得税について、高知県税条例第86条第1項の規定により住宅用土地の取得に係る不動産取得税の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 還付を受けようとする金額

円

2 既納付額

課税標準額	円	税額	円
課税番号		納付年月日	年 月 日

3 取得した不動産の概要

不動産の所在地						
土地	地番	家屋	家屋番号	床面積	m ²	(住宅の床面積) (m ²)
	地目		種類			
	地積		構造			

4 不動産取得税の還付の根拠となる規定

高知県税条例第83条第 項第 号

5 住宅用土地に該当する事由

土地の取得年月日	住宅の新築年月日	住宅の取得年月日	住宅の種類
年 月 日	年 月 日	年 月 日	専用住宅・併用住宅・共同住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅

6 高知県税条例第83条第2項第1号の耐震基準適合既存住宅等に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

7 還付金の振込先

金融機関名	支店名	預金種別
口座番号	口座名義（フリガナ）	

（裏面）

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合
住宅を新築したことを証明することができる書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等）
 - (2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合（ウの書類は、6欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。）
ア 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条第1項の証明書の写し（使用済証の写し）又は住民票の写し
イ 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1項に規定する住宅であること（昭和57年1月1日以降に新築された住宅であるときは、同項に規定する住宅であること及び同日以降に新築された住宅であること）を証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）
ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月国土交通省告示（以下「国土交通省告示」といいます。）第385号で定める書類（次の書類のいずれか）
(ア) 耐震基準適合証明書（当該住宅の取得の前日2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限り。）
(イ) 住宅性能評価書の写し（当該住宅の取得の前日2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）別表2-1の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限り。）
(ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（国土交通省告示の3イ又はロに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得の前日2年以内に締結されたものに限り。）が締結されていることを証する書類
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

※還付する額（(H)）の算出根拠

土地価格	円：(A)
土地1平方メートル当たりの価格	円：(B)
住宅1戸（共同住宅等は、居住用の1区画）の床面積の2倍	m ² ×2：(C)
(C)が200m ² 以下の場合、その数値	(D)
(C)が200m ² を超える場合は、200	(D)
(B)×(D)	円：(E)
(A)が150万円以下の場合、その価格	円：(F)
(A)が150万円を超える場合は、(E)又は150万円のいずれか高い方	円：(F)
税率	3/100：(G)
(F)×(G)	円：(H)

別記第79号様式の10及び別記第80号様式を次のように改める。

第79号様式の10（第51条の5関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

県たばこ税還付通知書

年 月 日付けで申告のありました県たばこ税については、高知県税条例第93条第2項の規定により次のとおり還付しますので、通知します。

申告者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
還付請求申告額又は控除後不足額		円
還付額		円
備考		

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第80号様式（第53条関係）第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

ゴルフ場利用税特別徴収義務者指定（取消し）書

高知県税規則第53条第1項第3号の規定により、次のとおりゴルフ場利用税の特別徴収義務者に指定します（の指定を取り消します）。

（なお、高知県税条例第102条第1項及び第2項の規定により、直ちに特別徴収義務者の登録申請書を提出してください。）

特別 徴収 義務 者	経営場所	
	住所	
	氏名又は名称	
指定又は指定取消し の事由		

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

別記第121号様式及び別記第122号様式を次のように改める。

第121号様式（第76条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称） ㊦

自動車税軽減申請書

高知県税条例第153条第1項の規定に基づき自動車税の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

年度及び税額		年度	円
自動車	種類		
	用途		
	車名及び型式		
	乗車定員		
	最大積載量		
主たる定置場			
自動車登録番号			
軽減を受けようとする事由			

注 軽減を受けようとする事由を証明する書類を添えてください。

第122号様式（第76条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 ㊦

自動車税軽減決定通知書

年 月 日付で申請のありました自動車税の軽減については、次のとおり決定しましたので、通知します。

納税通知書番号	年度	年度
自動車の車名及び型式		
自動車登録番号		
主たる定置場		
決定事項		
決定理由		
当初税額	決定税額	軽減税額
円	円	円

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

別記第122号様式の3を次のように改める。

第122号様式の3（第76条の2関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

中古商品自動車自動車税軽減決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度分の自動車税の軽減については、次のとおり決定しましたので、通知します。

軽減する自動車の台数	軽減する前の自動車税の総額	軽減する自動車税の総額	軽減する自動車の内訳
備考			

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第92号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

県税事務所長 印

不動産取得税の課税免除決定通知書

年 月 日付けで届出のありました不動産取得税の課税免除については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

地域名	過疎地域 ・ 同意集積区域				
届出のあった不動産					
土地	所在地	地目	地積	用途	
			m ²		
家屋	所在地	種類又は用途	構造	延べ床面積	
				1階	1階以外
			m ²	m ²	m ²
決定の内容					
土地	課税免除前の税額 ①		課税免除による軽減額 ②		課税免除後の税額 ①-②
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額
	千円	円	千円	円	千円
家屋	課税免除前の税額 ①		課税免除による軽減額 ②		課税免除後の税額 ①-②
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額
	千円	円	千円	円	千円
決定の根拠条項及び理由					

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第93号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成元年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

県税事務所長 印

不動産取得税の不均一課税決定通知書

年 月 日付けで届出のありました不動産取得税の不均一課税については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

地域名	半島振興対策実施地域					
届出のあった不動産						
土地	所在地	地目	地積	用途		
			m ²			
家屋	所在地	種類又は用途	構造	延べ床面積		
				1階	1階以外	計
			m ²	m ²	m ²	
決定の内容						
土地	不均一課税前の税額 ①		不均一課税による軽減額 ②		不均一課税後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
家屋	不均一課税前の税額 ①		不均一課税による軽減額 ②		不均一課税後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
決定の根拠条項及び理由						

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第94号

高知県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員の職務発明等に関する規則（平成9年高知県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「取扱いについて」を「取扱いに関し」に改める。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第10条第1項第2号中「の額」を「の額（県が既に支払った出願費用等（出願手数料、特許料その他特許出願等に伴う費用又はノウハウについて特許法第79条に規定する先使用による通常実施権を確保するための公証制度の利用に伴う費用をいう。以下同じ。）があるときにあっては、当該収入の額から当該出願費用等を控除した額）」に改める。

第11条中「出願手数料、特許料その他発明者が特許出願等に伴い既に支払った費用又はノウハウについて特許法第79条に規定する先使用による通常実施権を確保するための公証制度の利用に伴い既に支払った費用（以下「出願費用等」という。）」を「発明者が既に支払った出願費用等」に、「発明者に」を「当該発明者に」に改める。

第17条第6項中「適当と」を「適当であると」に改める。

第18条第2項ただし書中「互選によりこれを」を「互選によって」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

高知県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年9月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町津賀字橋ヶ谷191番28から 高岡郡四万十町津賀字橋ヶ谷191番11まで	前	17.2 }	98 }
	後	31.0 }	98 }
		45.5	

高知県告示第539号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成26年9月19日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市蓮池 字神母	1512番3	6.01	41.58	
		5.20	30.24	

高知県告示第540号

昭和45年3月高知県告示第147号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年9月19日

高知県知事 尾崎 正直

「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に改める。

1 及び2を次のように改める。

- 1 三津高岡海岸

(1) 基準点

ア 室戸市室戸岬町字南濱2985番地地先に設けた点（基準点）を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角174度35分06秒84.924メートルの点（基準点）を基準点2とする。

ウ 基準点2から方位角169度51分46秒77.662メートルの点（基準点）を基準点3とする。

エ 基準点3から方位角169度58分58秒105.613メートルの点（基準点）を基準点4とする。

オ 基準点4から方位角169度26分55秒120.209メートルの点（基準点）を基準点5とする。

カ 基準点5から方位角179度41分46秒114.465メートルの点（基準点）を基準点6とする。

キ 基準点6から方位角186度25分27秒122.177メートルの点（基準点）を基準点7とする。

ク 基準点7から方位角180度35分04秒103.804メートルの点（基準点）を基準点8とする。

ケ 基準点8から方位角180度46分25秒106.562メートルの点（基準点）を基準点9とする。

コ 基準点9から方位角185度49分42秒100.817メートルの点（基準点）を基準点10とする。

サ 基準点10から方位角196度08分22秒106.358メートルの点（基準点）を基準点11とする。

シ 基準点11から方位角199度32分36秒114.851メートルの点（基準点）を基準点12とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点12までの間の海上に基1Aから基12Aまでを設定する。

イ 基準点1から基準点12までの間の陸側は、基1Bから基9B-1までの間は防波堤の裏法先から10メートルの位置を境界とし、基9B-2から基12Bまでの間は防波堤の表法先から5メートルの位置を境界とし、基1Bから基12Bまでを設定する。

ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基1A 基準点1から方位角86度42分46秒200.000メートルの点

基3A 基準点3から方位角79度51分47秒200.000メートルの点

基5A 基準点5から方位角84度34分22秒200.000メートルの点

基8A 基準点8から方位角90度35分03秒200.000メートルの点

基10A 基準点10から方位角100度59分03秒200.000メートルの点

基12A 基準点12から方位角111度29分19秒200.000メートルの点

基1B 基準点1から方位角266度42分46秒17.038メートルの点

基1B-1 基準点1から方位角199度10分08秒43.395メートルの点

基1 B-2 基準点1から方位角187度34分46秒77.860メートルの点
 基2 B 基準点2から方位角245度55分00秒17.527メートルの点
 基2 B-1 基準点2から方位角216度16分22秒22.928メートルの点
 基3 B 基準点3から方位角260度28分40秒16.853メートルの点
 基4 B 基準点4から方位角260度54分41秒17,891メートルの点
 基4 B-1 基準点4から方位角182度44分24秒83.929メートルの点
 基5 B 基準点5から方位角250度24分10秒23.774メートルの点
 基5 B-1 基準点5から方位角224度22分45秒30.344メートルの点
 基5 B-2 基準点5から方位角217度46分17秒27.098メートルの点
 基5 B-3 基準点5から方位角203度25分18秒42.147メートルの点
 基6 B 基準点6から方位角234度04分58秒22.423メートルの点
 基7 B 基準点7から方位角276度44分54秒17.513メートルの点
 基7 B-1 基準点7から方位角209度18分40秒46.197メートルの点
 基7 B-2 基準点7から方位角204度27分18秒56.298メートルの点
 基7 B-3 基準点7から方位角197度01分55秒76.574メートルの点
 基8 B 基準点8から方位角274度23分29秒18.912メートルの点
 基9 B 基準点9から方位角272度10分30秒18.946メートルの点
 基9 B-1 基準点9から方位角211度37分17秒42.294メートルの点
 基9 B-2 基準点9から方位角172度21分41秒39.406メートルの点
 基10 B 基準点10から方位角102度44分37秒8.709メートルの点
 基10 B-1 基準点10から方位角172度20分50秒32.770メートルの点
 基11 B 基準点11から方位角110度10分11秒8.680メートルの点
 基12 B 基準点12から方位角111度28分59秒8.659メー

ルの点

(3) 区域

基準点1、基1 Aから基12 Aまで、基12 Bから基1 Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

2 室戸岬海岸

(1) 基準点

ア 室戸市室戸岬町宇内海3868番地1地先に設けた点(基準^{ひょう}鉄)を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角193度16分21秒64.657メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点2とする。

ウ 基準点2から方位角203度18分04秒110.450メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点3とする。

エ 基準点3から方位角201度05分25秒86.844メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点4とする。

オ 基準点4から方位角193度30分43秒118.057メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点5とする。

カ 基準点5から方位角184度41分57秒139.169メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点6とする。

キ 基準点6から方位角205度21分52秒40.038メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点7とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点7までの間の海上に基1 Aから基7 Aまでを設定する。

イ 基準点1から基準点7までの間の陸側は、基1 Bから基5 Bまでの間は防波堤の法^{のり}肩から10メートルの位置を境界とし、基6 Bは根止工の法^{のり}肩とし、基7 Bは根止工の法^{のり}肩から10メートルの位置を境界とし、基1 Bから基7 Bまでを設定する。

ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基1 A 基準点1から方位角88度06分17秒200.000メートルの点

基3 A 基準点3から方位角112度11分44秒200.000メートルの点

基5 A 基準点5から方位角103度30分42秒200.000メートルの点

基7 A 基準点7から方位角119度06分19秒200.000メートルの点

基1 B 基準点1から方位角268度06分17秒10.553メートルの点

基1 B-1 基準点1から方位角203度32分04秒54.671メートルの点

基2 B 基準点2から方位角288度27分54秒10.242メートルの点

基2 B-1 基準点2から方位角249度30分52秒13.690

メートルの点

基3 B 基準点3から方位角293度22分04秒10.176メートルの点

基3 B-1 基準点3から方位角215度49分14秒47.575メートルの点

基3 B-2 基準点3から方位角211度04分37秒67.832メートルの点

基4 B 基準点4から方位角285度27分14秒10.185メートルの点

基4 B-1 基準点4から方位角240度34分05秒14.056メートルの点

基5 B 基準点5から方位角278度37分33秒10.235メートルの点

基6 B 基準点6から方位角343度16分44秒48.709メートルの点

基7 B 基準点7から方位角299度06分00秒10.293メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1 Aから基7 Aまで、基準点7、基7 Bから基1 Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第541号

平成7年3月高知県告示第101号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年9月19日

高知県知事 尾崎 正直

生見海岸を次のように改める。

生見海岸

1 基準点

(1) 安芸郡東洋町生見字瀧山635番4地先に設けた点(基準^{ひょう}鉄)を基準点1とする。

(2) 基準点1から方位角269度33分59秒166.851メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点2とする。

(3) 基準点2から方位角169度21分36秒105.662メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点3とする。

(4) 基準点3から方位角190度26分16秒189.388メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点4とする。

(5) 基準点4から方位角225度26分53秒26.674メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点5とする。

(6) 基準点5から方位角215度42分09秒95.986メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点6とする。

(7) 基準点6から方位角278度22分50秒81.784メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点7とする。

(8) 基準点7から方位角220度03分26秒91.931メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点8とする。

- (9) 基準点8から方位角116度21分18秒118.190メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点9とする。
- (10) 基準点9から方位角156度18分05秒65.241メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点10とする。
- (11) 基準点10から方位角180度41分17秒260.828メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点11とする。
- (12) 基準点11から方位角179度30分16秒224.472メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点12とする。
- (13) 基準点12から方位角239度06分59秒79.356メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点13とする。

2 補助点

- (1) 基準点1から基準点13までの間の海上に基1Aから基13Aまでを設定する。
- (2) 基準点1から基準点13までの間の陸側は、防波堤^{のり}の法尻側溝外の位置を境界とし、基2B-1から基13B-1までを設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角179度21分15秒100.000メートルの点
 - 基3A 基準点3から方位角100度59分45秒100.000メートルの点
 - 基4A 基準点4から方位角101度05分15秒100.000メートルの点
 - 基10A 基準点10から方位角90度47分41秒100.000メートルの点
 - 基12A 基準点12から方位角89度22分11秒100.000メートルの点
 - 基13A 基準点13から方位角152度13分11秒50.000メートルの点
 - 基2B-1 基準点2から方位角269度34分38秒2.439メートルの点
 - 基3B-1 基準点3から方位角269度54分22秒2.441メートルの点
 - 基4B-1 基準点4から方位角235度39分07秒3.382メートルの点
 - 基4B-2 基準点4から方位角260度12分36秒25.159メートルの点
 - 基5B-1 基準点5から方位角296度33分04秒5.506メートルの点
 - 基8B-1 基準点8から方位角220度03分04秒1.852メートルの点
 - 基9B-1 基準点9から方位角226度20分00秒1.915メートルの点
 - 基10B-1 基準点10から方位角291度57分15秒2.576メートルの点

- 基11B-1 基準点11から方位角269度29分55秒2.400メートルの点
- 基12B-1 基準点12から方位角299度18分29秒2.766メートルの点
- 基13B-1 基準点13から方位角332度13分49秒2.404メートルの点

3 区域

基準点1、基1Aから基13Aまで、基準点13、基13B-1から基8B-1まで、基準点7、基準点6、基5B-1から基2B-1まで、基準点2及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

教育長訓令

高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局
各教育機関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年9月19日

高知県教育長 田村 壮児

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表5の(5)の項を次のように改める。

(5) 表彰、感謝状等に関すること。	○				教育政策課長
--------------------	---	--	--	--	--------

附 則

この訓令は、平成26年9月19日から施行する。